

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.4

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 モルガン・ルイス & バッキアス法律事務所 / モルガン・ルイス & バッキアス外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）
弁護士 文永 智子

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング16階

【報告義務発生日】 2026年7月15日

【提出日】 2026年7月21日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	双葉電子工業株式会社
証券コード	6986
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（海外パートナーシップ）
氏名又は名称	ブランドス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー (Brandes Investment Partners, L.P.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、カリフォルニア州、ラホーヤ、エグゼクティブ・スクエア 4275、5階 (4275 Executive Square, 5th Floor, La Jolla, CA 92037, U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1996年5月1日
代表者氏名	ロバータ・ルビーア
代表者役職	グローバル・ヘッド・オブ・コンプライアンス
事業内容	アメリカ合衆国登録投資顧問業者

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所 / モルガン・ルイス&バッキアス 外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業） 弁護士 文永 智子
電話番号	03（4578）2500

（２）【保有目的】

投資目的による顧客に代理しての取得

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）			4,235,000	
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X 4,235,000	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （ V+W+X+Y-Z-AA ）	AB 4,235,000			
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 （ A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC ）				

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （ 2026年7月15日現在 ）	AD 42,426,739
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（％） （ AB / （ AD+AE-AF ） × 100 ）	9.98

直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	8.80
----------------------------	------

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
